

指定給水装置工事事業者講習の案内

1 主旨

厚生労働省では指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）による適正な給水装置工事の確保に資するため、各水道事業者は指定業者に対して必要な情報の提供等を行う講習・研修を定期的開催するよう努めることとされています。

また、令和元年10月1日改正の水道法により、これまでの指定業者に係る指定の有効期間を無期限から5年ごとの更新とすることで、指定業者の更なる資質の維持・向上を図ることが目的です。

そのため、兵庫県内水道事業者の連携により、上記の講習を実施することにより、水道利用者（需要者）へ安心・安全な水道水を提供するとともに、指定業者の利便を図るものです。

2 実施主体

- (1) 主催 公益社団法人 日本水道協会 兵庫県支部
- (2) 共催 兵庫県内 各水道事業者

3 受講対象者

- (1) 兵庫県内水道事業者から給水装置工事事業者の指定の更新を受けようとする者（又は指定を受けようとする者も対象に含めます。）
- (2) 本講習会は、他府県の講習会とは内容が異なるため、兵庫県内の水道事業者の指定を受けようとする者は受講してください。
- (3) 受講者は指定業者の代表者又は給水装置工事主任技術者等、講習の内容を社内で周知できる者とし、各指定業者の1名を原則とします。

4 講習の内容

日本水道協会発刊「指定給水装置工事事業者研修テキスト2019」をテキストに自主学習の後、効果測定を実施します。

【講習項目】

- (1) 水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
- (2) 給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
- (3) 給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項
- (4) 水道利用者(需要者)への給水装置の維持管理に係る普及啓発の実施に関する事項
- (5) 水道事業者から水道利用者(需要者)に提供する指定業者の情報に関する事項
- (6) 各水道事業者が定める給水装置の工事上の条件の改定情報

5 講習受講料

1,400円/1名(テキスト代、送料)

・講習受講料を（一財）神戸水道サービス公社宛て、7月31日(金)までに振込みください。

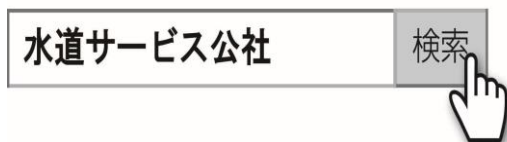
振込みが確認できた指定業者へは、（一財）神戸水道サービス公社より、テキスト及び効果測定資料を送付します。

テキストを既に所持されている場合は、効果測定資料のみ送付します(講習受講料は無料)。

6 講習受講申込の手続き

(一財)神戸市水道サービス公社のHPより、受講申込みフォームに必要事項を入力の上、申込みください。テキストが必要な方は併せて、講習受講料(テキスト代、郵送料)の振込をお願いします。

URL: <https://www.kwsc.jp/seminar/>



HPより申し込みのできない方は、同封の「令和2年度指定給水装置工事事業者講習受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXもしくは郵送でお申し込みください。

7 講習受講申込み、講習受講料振込みの期限

令和2年7月31日(金) 17時まで

8 効果測定解答用紙の返送

テキストを活用した自主学習の後、効果測定の解答用紙及びアンケート回答を、(一財)神戸市水道サービス公社まで返送ください。

9 修了証の交付

- (1) 修了証は効果測定の採点后、一定の基準を満たした者に、郵送により交付します。
- (2) 本修了証は、兵庫県内の水道事業体での指定更新時に利用できます。

10 問い合わせ先

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 担当 初代・川畑

〒654-0026 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

電話：078-733-5291 Fax：078-739-0702